

平成 18 年 10 月 27 日
午後 6 時 30 分～
第 5・6 会議室

第 1 回 杉並区教育基本条例等に関する懇談会 次第

- 1 開 会
- 2 教育長挨拶
- 3 懇談会委員紹介
- 4 幹事会メンバー紹介
- 5 会長選出
- 6 会長挨拶
- 7 副会長指名
- 8 副会長挨拶
- 9 今後の懇談会の進め方
- 10 配布資料の説明
- 11 各委員の意見表明
- 12 意見交換・質疑応答
- 13 次回の日程
- 14 閉 会

<配布資料> ①懇談会設置要綱 ②懇談会委員名簿 ③検討事項・スケジュール
④杉並区教育立区推進本部設置要綱 ⑤教育立区推進本部構成図
⑥第 38 回区民意向調査結果速報版(抜粋)～「地域ぐるみで教育立区」について

<参考資料> ○杉並区教育ビジョン ○杉並区教育ビジョン推進計画(17～19 年度)
○杉並区の教育(平成 18 年度) ○すぎなみ教育報(No.180～183)
○杉並区子ども子育て行動計画 ○すぎなみ五つ星プラン(杉並区基本
計画・実施計画) ○杉並区 21 世紀ビジョン

杉並区教育基本条例等に関する懇談会設置要綱

平成18年8月25日
18杉教第5879号

(設置)

第1条 これからの杉並の教育を地域ぐるみで進めるためのよりどころとして、教育基本条例、宣言、憲章など（以下「基本条例等」という。）について検討するため、杉並区教育基本条例等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 基本条例等に係る事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内で構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内団体関係者 5人以内
- (3) 区民から公募した者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 懇談会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 懇談会の所掌事項について委員を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は、教育委員会事務局次長とする。
- 4 副幹事長は、保健福祉部子ども家庭担当部長とする。
- 5 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

教育委員会事務局次長
保健福祉部子ども家庭担当部長
教育委員会事務局学校適正配置担当部長
政策経営部企画課長
区民生活部地域課長
保健福祉部子育て支援課長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局学務課長
教育委員会事務局社会教育スポーツ課長

「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」委員名簿

No.	区分	氏名(敬称略)	所属等	備考
1	学 識 経 験 者	井上 千枝美	桜美林大学 健康福祉学群 教授	
2		太田 篤	社団法人 経済同友会 担当執行役 (政策調査)	
3		久保田 ^{しげ} 恵 ^{まさ} 政	愛杉会 会長 (元区立学校 校長)	
4		小松 郁 夫	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部長	
5		榊原 ^{よし} 禎 ^{ひろ} 宏	山梨大学教育 人間科学部 学校教育講座 教授	
6	区 内 団 体 代 表	井口 ^{やす} 蓉 ^{ひろ} 宏	杉並区私立幼稚園連合会 理事長	
7		高橋 新一郎	杉並区町会連合会 副会長	
8		根本 ^{いく} 郁 ^{よし} 芳	東京商工会議所杉並支部 会長	
9		内藤 ^{ひで} 秀 ^と 人	区立中学校PTA協議会 会長	
10		野田 栄 一	区立小学校PTA連合協議会 副会長	
11	区 民 (公 募)	小池 ^{あきら} 曙	公 募	
12		斉藤 美恵子	公 募	
13		星野 直 子	公 募	

「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」検討事項・スケジュール

1 検討事項

- 「教育基本条例」等の基本的な考え方
- 形式について（条例、宣言、憲章のいずれが適切か）
- 「教育基本条例」等に盛り込むべき内容
- その他必要な事項

2 検討スケジュール(予定)

時 期		内 容
10月27日	○懇談会（第1回）	・委員紹介 ・会長、副会長選出 ・今後の進め方 ・委員意見表明 等
11月20日	○懇談会（第2回）	・「地域ぐるみで教育立区」、杉並のめざす教育・人づくりについて ・条例等に盛り込むべき内容について ・形式（条例、宣言、憲章等）について
12月 日	○懇談会（第3回）	・条例等に盛り込むべき内容について ・形式（条例、宣言、憲章等）について
19年 1月	○懇談会（1回）	
2月	○懇談会（1～2回）	・条例等に盛り込むべき内容
3月	○懇談会（1～2回）	・議論の整理について
4月	○懇談会（1～2回）	・提言案について
5月	○懇談会（1～2回） ○提言報告	・提言について

※スケジュールは、今後変わる場合があります。

杉並区教育立区推進本部設置要綱

平成 16 年 7 月 30 日

16 杉教第 5 2 2 0 号

改正 平成 18 年 8 月 1 日 18 杉教第 5 6 1 0 号

(設置)

第 1 条 教育に支援を惜しまない地域社会を構築するため、「教育立区すぎなみ」の基本的方向、推進方策について、区及び教育委員会が一体となって必要な事項を検討する杉並区教育立区推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 教育立区を実現するために必要となる基本的な考え方を含む条例案の策定に関すること。
- 二 教育立区を実現するために区長及びその他の執行機関が連携して推進すべき課題に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育立区を実現するために必要な事項

(構成)

第 3 条 推進本部は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は助役とする。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は教育長とする。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会)

第 5 条 本部長は、本部員を招集し、本部会を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会において、教育立区の実現に必要な関係者の意見を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部の事務を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は、教育委員会事務局次長とする。
- 4 副幹事長は、保健福祉部子ども家庭担当部長とする。
- 5 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第7条 推進課題を検討するため、必要に応じて推進本部にプロジェクトチームを設置する。

2 プロジェクトチームは、本部長の指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

第 38 回 杉並区区民意向調査
区政に関する意識と実態
速報版（抜粋）

平成 18 年 7 月

【調査の概要】

- ・ 調 査 対 象 杉並区在住の満 18 歳以上の男女
- ・ 対 象 者 1,400 人
- ・ 調 査 方 法 郵送留置・訪問回収
- ・ 回収数、回収率 1,153 人 (82.4%)
- ・ 調 査 期 間 平成 18 年 6 月 15 日～7 月 2 日

【集計にあたって】

- ・ Nはその設問の回答者数を示している。
- ・ 回答結果はNを基数とした百分率で算出し、小数第2位を四捨五入している。このため百分率の合計が100%にならない場合がある。
- ・ 複数回答の場合は合計が100%を超える場合がある。

【基本事項】

問1 あなたの性別は。(○は1つだけ) N=1,153

43.3 男性	56.7 女性
---------	---------

問2 あなたの年齢は。(○は1つだけ) N=1,153

1.6 10代	19.8 30代	18.1 50代	12.7 70歳以上
17.2 20代	17.0 40代	13.6 60代	

問3 あなたのご職業は次のどれですか。(○は1つだけ) N=1,153

12.5 自営業・事業主	23.1 主婦(夫)
4.3 自由業	6.2 学生
5.5 管理職	10.8 無職
22.9 事務職・技術職	2.0 その他
11.9 労務職・サービス職	1.0 無回答

問4 あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。(○は1つだけ) N=1,153

47.5 一戸建て・持ち家	2.7 賃貸の公団・公社・公営住宅
4.2 一戸建て・借家	3.3 社宅・公務員宿舎・家族寮
10.8 分譲マンション(公団・公社含む)	4.4 同居・間借り・住み込み・独身寮
26.2 民間賃貸マンション・アパート	0.5 その他
	0.3 無回答

問5 現在、一緒に住んでいるご家族はあなたを含めて何人ですか。(○は1つだけ) N=1,153

16.4 1人	23.4 3人	12.6 5人以上
27.3 2人	19.7 4人	0.6 無回答

問6 あなたのお宅の家族構成は。(○は1つだけ) N=1,153

19.4 夫婦のみ(一世代家族)	9.7 親と子どもと孫(三世代家族)
48.2 親と未婚の子ども(核家族)	16.3 ひとり暮らし
2.0 親と子ども夫婦(二世代家族)	3.4 その他
	1.0 無回答

問7 現在、あなたご自身は、次のどれにあたりますか。（○は1つだけ）

N=1,153

<p>単身者（独身）である</p>	<p>24.6 18～39 歳 7.7 40～64 歳 2.7 65 歳以上</p>
<p>配偶者がいて子どもがいない</p>	<p>5.2 18～39 歳 4.7 40～64 歳 1.9 65 歳以上</p>
<p>子どもがいる (同居・別居を問わない)</p>	<p>6.4 一番上の子どもが小学校入学前 8.1 一番上の子どもが小・中学生 7.2 一番上の子どもが高校・大学生 16.2 あなたが 64 歳以下で一番上の子どもが社会人 14.6 あなたが 65 歳以上で一番上の子どもが社会人</p>
	<p>0.7 無回答</p>

【「地域ぐるみで教育立区」について】

杉並区は、未来を拓く人を育てるとともに、自分たちで自分のまちをつくる人々の力を育成するため、「地域ぐるみで教育立区」を掲げ、教育に支援を惜しまない地域社会の実現をめざしています。

問 33 「地域ぐるみで教育立区」について、あなたのイメージに近いものは、次のうちどれですか。(○はいくつでも) N = 1, 153

- 41.3 家庭・学校・地域・行政が協力し合って子どもたちの教育に取り組んでいるまち
- 50.6 子どもたちが地域の人々に見守られ、安心して元気にのびのびと育っているまち
- 8.8 地域の教育活動への参画を通して、区民がいきいきと交流しているまち
- 15.4 多くの区民が積極的に地域や学校の教育活動を支えているまち
- 10.4 一人ひとりの区民が、教育的な視点をもって子どもたちに関わっているまち
- 13.5 地域や社会に貢献できる人が育ち、自分たちのまちづくりに参画しているまち
- 36.4 教育環境が充実し、安心して子育てができるまち
- 9.2 区政の基本を教育に置き、各分野で教育・人づくりの視点を重視しているまち
- 2.4 その他
- 21.4 わからない

問 34 あなたは、現在、地域で次にあげるような活動に参加していますか。(○はいくつでも) N = 1, 153

- 5.0 学校を支援する活動
(子ども安全ボランティア、PTA役員、学校サポーター、土曜日学校、部活動指導員など)
- 0.8 学校運営への参画(学校評議員会、学校運営協議会など)
- 2.3 区民の生涯学習を支援する活動
(学習・文化・スポーツ等の指導、図書館ボランティア、文化財保護ボランティアなど)
- 0.9 地域での子育て支援活動(子ども会、ファミリーサポートセンター、青少年委員、児童委員など)
- 0.5 その他の教育支援活動
- 91.8 参加していない
- 0.3 無回答

(問 34 で「参加していない」と回答した方へ)

問 34-1 参加していない理由は何ですか。(主な理由 1 つに○) N = 1, 059

- | | |
|----------------------|-------------|
| 46.5 時間的余裕がない | 11.2 健康上の理由 |
| 6.0 活動時間が合わない | 14.1 関心がない |
| 18.2 活動内容や参加方法がわからない | 3.9 その他 |
| | 0.1 無回答 |

問 35 あなたが、今後（または今後も）、参加してみたいと思う活動は何ですか。

(○はいくつでも)

N=1,153

- | | |
|------|--|
| 11.4 | 学校を支援する活動
(子ども安全ボランティア、PTA役員、学校サポーター、土曜日学校、部活動指導員など) |
| 2.5 | 学校運営への参画(学校評議員会、学校運営協議会など) |
| 25.9 | 区民の生涯学習を支援する活動
(学習・文化・スポーツ等の指導、図書館ボランティア、文化財保護ボランティアなど) |
| 12.1 | 地域での子育て支援活動(子ども会、ファミリーサポートセンター、青少年委員、児童委員など) |
| 1.9 | その他の教育支援活動 |
| 57.2 | 特になし |

問 36 中学生までの子どもの教育において、今、どのようなことが特に課題だと思いますか。
(1)～(4)の各段階(年齢層)ごとにお答えください。(回答はいずれも以下の選択肢の中から3つまで選んで、番号を口の中にご記入ください。)

N=1,153

		回 答 欄			
		(1) 0～3歳 (乳幼児)	(2) 4～6歳 (就学前)	(3) 6～12歳 (小学生)	(4) 12～15歳 (中学生)
1	あいさつ・コミュニケーション	20.6	43.7	29.5	19.0
2	食生活・健康	53.4	35.0	15.4	11.0
3	遊び方、遊び場等	43.9	40.3	9.5	1.3
4	読書習慣の形成	2.0	10.1	14.2	4.9
5	親の意識・自覚	47.3	22.5	10.2	7.5
6	児童虐待	19.0	13.3	2.9	1.1
7	社会性・協調性	1.0	9.2	15.4	18.6
8	異世代・異年齢との交流	0.7	3.1	3.7	4.9
9	学力の向上	0.3	1.1	11.8	16.7
10	体力の向上	2.2	5.5	18.5	11.2
11	教師の指導力	-	0.4	9.1	9.8
12	道徳教育	0.9	5.0	20.8	13.5
13	命の尊重・動植物への愛情	4.7	17.3	20.5	14.4
14	勤労意識・職業体験	0.1	0.1	0.3	11.3
15	地域・社会貢献活動	-	-	1.0	7.7
16	国際理解・国際感覚	-	0.1	0.7	5.4
17	交友関係	0.3	2.8	7.0	16.5
18	いじめ	0.1	1.4	13.1	14.8
19	不登校・引きこもり	-	-	2.4	12.4
20	非行	0.1	0.1	0.8	12.2
21	防犯・安全対策	2.4	6.2	8.7	2.4
22	地域の子育て支援・学校支援	10.7	4.2	2.7	0.2
23	放課後の過ごし方・居場所	-	0.6	9.6	5.5
24	テレビやゲームとの関わり方	0.2	4.0	9.5	3.8
25	携帯電話・インターネットの使い方	-	0.1	2.0	10.7
26	教育費の負担	1.2	1.4	2.1	4.0
27	その他	0.8	0.3	0.4	0.3
28	わからない	18.9	17.2	16.3	16.4